

審 査 基 準

平成28年6月23日作成

|   |
|---|
| 法 令 名：風俗営業等適正化法   |
| 根 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項   |
| 処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え   |
| 原権者（委任先）：山口県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条の3第1項（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認）</li><li>・ 風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）</li><li>・ 風俗営業等適正化法施行規則第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）</li></ul> |
| 審 査 基 準：  |
| 標 準 処 理 期 間：14日   |
| 申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）   |
| 問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）   |
| 備 考：  |